

議案第 1 2 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)に基づく事務に係る構造計算適合性判定の手数料額を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第13の3の項中

「

93,200 円
123,000 円
105,200 円
147,000 円
117,200 円
171,000 円
129,200 円
195,000 円
146,600 円
233,000 円
184,800 円
309,500 円
312,500 円
568,400 円

「

95,800 円
126,500 円
108,200 円
151,200 円
120,600 円
175,900 円
132,900 円
200,600 円
150,800 円
239,700 円
190,100 円
318,300 円
321,500 円
584,700 円

」を

」に改める。

別表第14の3の項中

「

93,200 円
123,000 円

「

95,800 円
126,500 円

105,200 円
147,000 円
117,200 円
171,000 円
129,200 円
195,000 円
146,600 円
233,000 円
184,800 円
309,500 円
312,500 円
568,400 円

108,200 円
151,200 円
120,600 円
175,900 円
132,900 円
200,600 円
150,800 円
239,700 円
190,100 円
318,300 円
321,500 円
584,700 円

」を

」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 13 及び別表第 14 の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新					旧						
別表第 13(第 2 条関係) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係					別表第 13(第 2 条関係) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係						
項	事務			単位	金額	項	事務			単位	金額
1	省略					1	省略				
2						2					
3	法第 6 条第 2 項 (法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)に対する審査	判定を行う床面積が 200 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	<u>95,800 円</u>	3	法第 6 条第 2 項 (法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)に対する審査	判定を行う床面積が 200 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	<u>93,200 円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1 件	<u>126,500 円</u>				構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1 件	<u>123,000 円</u>
	判定を行う床面積が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	<u>108,200 円</u>	判定を行う床面積が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	<u>105,200 円</u>			
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1 件			<u>151,200 円</u>	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1 件	<u>147,000 円</u>	
		判定を行う床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	<u>120,600 円</u>	判定を行う床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1 件	<u>117,200 円</u>		
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1 件	<u>175,900 円</u>		構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1 件	<u>171,000 円</u>		

		判定を行う床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>132,900円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1件	<u>200,600円</u>
		判定を行う床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>150,800円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1件	<u>239,700円</u>
		判定を行う床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>190,100円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1件	<u>318,300円</u>
		判定を行う床面積が50,000平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>321,500円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1件	<u>584,700円</u>
4 ~	省略				

		判定を行う床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>129,200円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1件	<u>195,000円</u>
		判定を行う床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>146,600円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1件	<u>233,000円</u>
		判定を行う床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>184,800円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1件	<u>309,500円</u>
		判定を行う床面積が50,000平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>312,500円</u>
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外	1件	<u>568,400円</u>
4 ~	省略				

8	
---	--

備考1～6 省略  
 別表第14(第2条関係)  
 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

項	事務		単位	金額	
1 ・ 2	省略				
3	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)に係るものに限る。)に対する審査	判定を行う床面積が200平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	95,800円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	126,500円
		判定を行う床面積が200平方メートルを超える500平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	108,200円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	151,200円
		判定を行う床面積が	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	120,600円

8	
---	--

備考1～6 省略  
 別表第14(第2条関係)  
 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

項	事務		単位	金額	
1 ・ 2	省略				
3	法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)に係るものに限る。)に対する審査	判定を行う床面積が200平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	93,200円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	123,000円
		判定を行う床面積が200平方メートルを超える500平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	105,200円
			構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	147,000円
		判定を行う床面積が	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	117,200円



		平方メートル以下のもの			
		判定を行う床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>190,100円</u>
		判定を行う床面積が50,000平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	<u>318,300円</u>
		判定を行う床面積が50,000平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>321,500円</u>
		判定を行う床面積が50,000平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	<u>584,700円</u>
4 ~ 6	省略				

備考1~6 省略  
以下省略

		平方メートル以下のもの			
		判定を行う床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>184,800円</u>
		判定を行う床面積が50,000平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	<u>309,500円</u>
		判定を行う床面積が50,000平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム	1件	<u>312,500円</u>
		判定を行う床面積が50,000平方メートルを超えるもの	構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法	1件	<u>568,400円</u>
4 ~ 6	省略				

備考1~6 省略  
以下省略